

# 水土里情報システム運用管理規程

香川県水土里情報利活用促進協議会



# 水土里情報システム運用管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、香川県水土里情報利活用促進協議会で取り扱う水土里情報システムの運用管理に必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、以下の各号の定めによるものとする。

- (1) 水土里情報データ（以下、「本データ」という。）とは、水土里情報利活用促進事業で整備された、デジタルオルソ画像・地形図・数値地図の地図情報及び農地筆・耕区の農地情報のデータをいう。
- (2) 水土里情報システム（以下、「本システム」という。）とは、香川県土地改良事業団体連合会から提供される本データ、ソフトウェア等で構成されるシステムをいう。
- (3) 利用機関とは、本システム及び本データを利用する市町、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、香川県農業共済組合、その他農業関係機関、香川県、農林水産省及び香川県土地改良事業団体連合会で、香川県水土里情報利活用推進協議会に加入している団体等をいう。
- (4) 県土連とは、本システム及び本データの運用・管理を行う香川県土地改良事業団体連合会をいう。

### (基本要件)

第3条 本システム及び本データの運用管理にあたっては、機密性を確保するものとする。

### (著作権等)

第4条 本システム及び本データの著作権、工業所有権等の知的財産権その他の権利、権限は、県土連または県土連が許諾を得ている第三者が有するものとし、印刷物、複製物及び二次著作物等の要件その他の取扱いについては、利用機関と県土連が協議の上決定するものとする。

## 第2章 運用管理

(利用)

第5条 この規程に基づき、水土里情報システム運用管理利用基準を定め、利用機関に周知するとともに、本システム及び本データの適正な運用管理を行い、利用機関が安全かつ適正に本システム及び本データを利用できるようにするものとする。

(利用要件)

第6条 本システム及び本データを営利目的には利用できない。また、本データを県土連が認めた申請内容以外の目的・利用範囲に利用してはならない。利用目的・範囲が変更になった場合は、その旨を必ず通知しなければならない。

- 2 本システムに登録されているデータ及び本データに関し、複製行為、譲渡及び貸与・販売する行為、イントラネット、インターネット等を通じて、不特定多数または多数の公衆に送信する行為、販売を目的とする刊行物への掲載等はできないものとする。

(データ管理)

第7条 県土連は、水土里情報システム運用管理利用基準に基づき、不正なデータ利用がないよう、安全かつ適正に本データ管理を行うものとする。

## 第3章 その他

(協議)

第8条 この規程に定めのない事項及び定めた項目について疑義が生じた場合は、利用機関及び県土連は、双方協議の上、その解決にあたるものとする。

(遵守)

第9条 本システム及び本データの利用者は、この規程並びにこの規程に基づいて定められた基準等を遵守するものとする。

附 則

この規程は、平成24年2月6日から施行する。

附 則 (平成25年8月29日)

この改正は、平成25年4月1日から適用する。